

第 18 回  
浜坂町・温泉町  
合併協議会会議録

平成 17 年 4 月 27 日

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第18回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成17年4月27日(水) 午後1時30分～午後2時35分

場 所 温泉町夢ホール

### ※出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
陰山 毅	上島康彦	馬場雅人	朝野美喜代
田中満穂	太田昭雄	幸賀 毅	岡田衆二
岡坂峰雄	尾崎 靖	西脇 明	田中 董
平澤輝實	谷田一富	田中 要	中井 功
西村敏弘	西垣洋子	西村公子	中井祥三

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
田辺武則	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
西村 徹	中村 茂

事務局(計5名)

阪本晴良	宮脇美智子
北村佐登美	川崎晴人
太田洋二	

### ※欠席者

事務局(計1名)

西村大介
------

第18回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成17年4月27日（水）

13：30～

場 所：温泉町夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第35号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書  
について

報告第36号 新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について

報告第37号 浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について

報告第38号 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

(2) 協議事項

協議第71号 新町町章選定委員会設置要綱について

5 その他

6 閉 会

○阪本事務局長 それでは、ただいまから第18回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

幸賀議長、よろしくお願いいたします。

○幸賀議長 まず初めに、このたび、本日ただいま、引き続き合併委員並びに今回の議長就任を拝命いたしました。職務の重要性を痛感いたしておるところであります。専心職務に全うすべく、決意を新たにいたしております。どうか皆様の御協力をよろしくお願いいたしますと思います。

これより第18回浜坂町・温泉町合併協議会を開会いたします。

続きまして、会長挨拶。

陰山会長、お願いします。

○陰山会長 皆さん、こんにちは。御苦労さんでございます。本日は、皆さん、御多用の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。なお、ただいま辞令を交付させていただきましたが、10月1日の発足に向けまして、9月30日までよろしくお願いいたしますと思っております。

前回までこの協議会を続けてきた訳でございますけれども、これまでは合併をいかに成立させるかということで、それぞれ御努力をいただいているいろいろ決めていただいた訳でありますけれども、この合併協議会は、考えてみますと、そのことにこれまで没頭してきたというのが実態でなかったらどうかというふうに思っております。そういうことでいよいよこれからは、基本的なことが決まりましたので、内容の充実といいますか、遺憾のないように、遺漏のないように協議を進めていかなければならないというふうに思います。今後は政策的な問題でなく、どちらかといえば事務といいますか、事業の仕上げというようなことが本務だというふうに理解をいたしております。この資料の最後にもついておりますけれども、今回を含めて、今後、大体3回ないし4回の協議会が予定されてるということで事務局とも話しておりますが、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

先ほども辞令交付させていただきましたが、浜坂町3号委員の皆さんはここで全員に交代をさせていただいておりますので、この点につきましてもよろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

どうか各委員さんにおかれましては、今後も慎重に御審議をいただきまして、先ほども申し上げましたように、10月1日に向けて合併がスムーズに運びますように、格段の御協力をお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○幸賀議長　ここで本日の会議成立について事務局から報告いたさせます。

事務局長。

○阪本事務局長　では、報告いたします。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、出席者は20名全員でございます。したがいまして、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、顧問の先生方につきましては、公務のため欠席の御報告をいただいております。以上でございます。

○幸賀議長　続きまして、会議録署名委員の指名の件につき、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名をさせていただきます。

温泉町、田中要委員、浜坂町、西村敏弘委員を指名いたします。

直ちに議事に入ります。

本日の報告事項についての提案説明を求めます。

陰山会長。

○陰山会長　それでは、報告事項についての提案説明を申し上げます。

報告第35号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、報告第36号、新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について、報告第37号、浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について、報告第38号、浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について、以上の4件の御提案を申し上げます。

後ほど事務局に朗読説明をさせますので、審議の方をよろしくお願い申し上げます。

○幸賀議長　報告第35号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長　1ページをお願いいたします。報告第35号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成17年4月27日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、別紙のと

おり報告する。

2 ページをお願いいたします。変更内容でございますが、浜坂町の学識経験を有する方々の5名について変更しております。新しく上島康彦様、太田昭雄様、尾崎靖様、谷田一富様、西垣洋子様それぞれ変更いたしております。平成17年3月31日付で両町長が協議書を取り交わしております。

3 ページには、変更後の新しい名簿を掲載いたしておりますので、御清覧いただきたいと思っております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

質疑に入ります。

報告第35号について、報告がありました調整会議の内容につきまして御質問のあります方は挙手をお願いいたします。なお、以下発言されます方は、町名、氏名を述べてから発言をお願いいたします、どうぞ。

田中董委員。

○田中(董)委員 温泉の田中董でございます。このたび任期が満了というようなことの中で、浜坂町の委員さんが総入れかえになっております。これらにつきまして、他町の人事について私たちがとやかくは言うものではありませんけども、その経過について少し御説明が願えますか。

○幸賀議長 陰山会長、浜坂町長であります。

○陰山会長 今回、3号委員の皆さんにかわっていただきましたのは、浜坂町で町長がかわったという段階で、一度、3号委員さんにも私の方から御依頼を申し上げる形をお願いをしたいというふうにこれまでから考えておりました。一時そのような話もさせていただいた経過がありますが、今回3月30日で委員の任期が切れますので、この際、そのような方向をさせていただいたところでございます。特別にこれに大きな意味を私は持たせてはおりません。そういうような意味でお願いいたしましたので、御理解を賜りたいと思っております。

○幸賀議長 そのほかございませんでしょうか。

[質疑なし]

○幸賀議長 それでは、異議なしと認めます。

本案は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第36号、新町特別職等報酬等検討委員会設置規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 報告第36号、新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について。新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について報告する。平成17年4月27日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について。新町特別職等報酬等検討委員会設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。

5ページをお願いいたします。新町特別職等報酬等検討委員会設置規程でございますが、町の四役であります町長、助役、収入役、教育長、それに議会議員、また行政委員会の教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会のそれぞれの委員につきまして、その報酬、給料と議員等の費用弁償の額について、2町の町長から諮問を受け、答申を行うという制度でございます。答申は、新町の予算に間に合わせるために、6月までに行っていきたいというふうに考えております。

内容につきましては、第1条は、設置として、新町の議会議員等の報酬等の額及び常勤の特別職等の給料等の額を検討するに当たり、検討委員会を設置することをうたっております。第2条で諮問及び所掌事務について、1項では、町長の代表は委員会に諮問することといたし、2項では、委員会は諮問に関して審議し、答申することを定めております。第3条は委員及び組織について、第1項では、町長から推薦のあった各町4人、合計8人体制で組織することにしております。2項で、町長の代表が委員の委嘱をすること、また3項では、委員の任期は答申が終わったときに終了することを定めております。第4条では会長について、会長、副会長1人ずつを委員の互選により選出することを定めております。5条では会議について定めておりますし、6条では関係者の出席についてうたっております。7条では、委員の報酬等については合併協の委員の例によることを定めております。8条は、庶務は合併協議会の事務局で処理することをうたっております。第9条は補則を定めております。附則として、平成17年4月14日から施行することにいたしております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

質疑を行います。

報告第36号について質疑のあります方、どうぞ。

〔質疑なし〕

○幸賀議長 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 異議なしと認めます。よって、本案は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第37号、浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 7ページをお願いいたします。報告第37号、浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について。浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について報告する。平成17年4月27日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について。浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

8ページをお願いいたします。幹事会規程の別表について、浜坂町の幹事の職名の中で一番右端に「兼企画係長」とありますものが、変更前は「兼企画調整係長」であったものを、記載のように「兼企画係長」に改めるものでございます。附則として、4月1日から施行しております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

質疑を行います。

報告第37号について御質問のあります方、挙手をお願いいたします。

[質疑なし]

○幸賀議長 異議なしと認めます。よって、本案は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第38号、浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 9ページをお願いいたします。報告第38号、浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について。浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について報告する。平成17年4月27日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について。浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

10ページをお願いいたします。事務局規程の改正文を掲げてありますが、2町の合併協議につきましても、両町の議会議決を経て、3月29日に合併申請を県に提出いたしましたところで



あります。今後は、10月1日の新町発足に向けた合併準備が必要となりますので、関連する事務を執行していくため事務局規程を改正するものでございます。

11ページから全文を掲げておりますもので御説明をさせていただきます。第2条の所掌事務に、第4号といたしまして「合併の準備に関すること。」を加えております。

さらに、めくっていただきまして13ページをお願いいたします。総務係に、第13号として「新町の事務組織、事務分掌に関すること」、14号で「新町の予算編成に関すること」、第15号で「合併の記録に関すること」を加えております。次の計画係には、第3号で「事務所移転に関すること」、4号で「過疎地域自立促進計画に関すること」を加えております。調整係には、22号として「各種事務事業の一元化に関すること」、23号で「一部事務組合の加入手続きに関すること」、24号で「公共的団体等との連絡調整に関すること」、25号で「特別職等の報酬等検討委員会に関すること」、26号で「例規の整備に関すること」を加えております。

10ページに戻っていただきまして、附則として平成17年4月1日から施行しております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

これより質疑を行います。

報告第38号について御質問のあります方は、挙手をお願いいたします。

[質疑なし]

○幸賀議長 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○幸賀議長 異議なしと認めます。よって、本案は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、協議事項に入ります。

本日の協議事項についての提案説明を求めます。

陰山会長。

○陰山会長 それでは、協議事項についての提案説明を申し上げます。

協議第71号、新町町章選定委員会設置要綱について、この1件の御提案を申し上げます。

後ほど事務局に朗読説明させますので、御審議の方をよろしくお願いを申し上げます。

○幸賀議長 協議第71号、新町町章選定委員会設置要綱についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 14ページをお願いいたします。協議第71号、新町町章選定委員会設置要綱について。新町町章選定委員会設置要綱について提出する。平成17年4月27日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

新町町章選定委員会設置要綱について。新町町章選定委員会設置要綱を別紙のとおり定める。

この件につきましては、平成15年12月17日の第3回合併協議会におきまして、慣行の取り扱い（その1）の中で、町章については合併時に定めることと確認されておりますので、これに基づき提案するものでございます。

15ページをお願いいたします。まず、町章選定委員会の設置要綱でございますが、第1条で設置をうたっております。第2条では、目的として町章候補の選定と、その他必要な事項を定めております。第3条で、委員会の構成といたしまして、委員は5名で構成し、合併協の委員から2名、合併協議会の会長が推薦する者3名としております。2項には、アドバイザーを設けることをうたっております。第4条には、正副委員長についてうたっております。第5条は会議について、第6条の庶務については合併協議会の事務局が処理すること、第7条には解散はその目的を達成したときをもって解散すること、第8条は委任を定めております。附則として、本日から施行したいと考えております。

次に、16ページをお願いいたします。附属資料といたしまして募集要綱を掲げております。第1条には趣旨を掲げております。第2条には募集する町章の基準をうたっております。1号は、まちづくりの将来像である「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」にふさわしい町章であること。第2号は、町旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。3号は、用紙の色を含めて4色以内にする。なお、ぼかしなどのグラデーションは不可とするということでございます。4号は、単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないもの。5号は、自作の未発表作品であること。6号は、他の市町村章や商標などと類似しないデザインであること。次に、第3条では、募集は公募すると定めております。第4条では公募期間を定めております。5月23日から6月23日の1カ月といたしております。なお、郵送の場合は、当日消印有効としております。第5条は応募方法等についてうたっております。ここで字句の訂正をお願いいたします。ここの「期間」とありますのは行政機関のことでありまして、機械の機に關所の關という「機関」でございます。よろしくをお願いいたします。1号では募集資格は問わない、2号は1人何点でも可能ということです。3号は募集用紙の基準についてと、用紙1枚に1作品と定めております。4号は用紙の記載事項をうたっております。5号は、応募は持

参加郵送しか受理しないこととしております。6号は、応募先は合併協の事務局か、2町の合併担当課と定めております。17ページをお願いいたします。第6条に選定方法を掲げております。まず、選定委員会で何回か協議を行っていただきますが、最終的に3点を選考していただき、この中から合併協議会で採用作品、最優秀賞を1点を選定することにしております。第7条は、賞金として最優秀賞1点に20万円、優秀賞は2点に3万円を贈呈することにしてしております。第8条は入賞発表で、合併協議会日より、ホームページで公開し、入賞した3人には通知することといたしております。第9条は著作権のことについて規定をしております。1号では、採用作品の権利は合併協及び新町に帰属すること。第2号では、採用作品に変更やモノクロでの使用があること。3号は、募集作品は返却しないことを定めております。附則として、本日から施行いたすことにいたしております。

選定に係ります今後の予定でございますが、委員の推薦は既に両町に依頼しておりますので、5月12日の幹事会で委員の確定をしていただいた後に第1回の選定委員会をすぐに開かせていただき、募集要項や選定方法などを御確認いただく予定にいたしております。

PRといたしましては、合併協と2町のホームページや、市販の公募雑誌にも掲載を依頼いたします。また、町民へは、応募チラシの全戸配布を、浜坂町は19日、温泉町は20日の区長便でお願いしたいというふうに考えております。それで、5月の23日から募集を始め、6月の23日には締め切り、応募された作品をそれぞれ整理をさせていただきます。選定委員会につきましては7月上旬ごろから選定を始めていただきまして、以降、一、二回の委員会を開催いたしていただき、8月上旬までには3点を選定していただきたいということを思っております。それで、8月下旬ごろに開催する予定の合併協議会におきまして、この3点の中から最優秀賞1点と優秀賞2点を決定することにいたしております。よろしくようお願い申し上げます。以上でございます。

○幸賀議長 朗読、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

協議第71号について御質問のあります方、挙手をお願いいたします。ございませんか。

[質疑なし]

○幸賀議長 それでは、異議がないようであります。

お諮りをいたします。協議第71号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○幸賀議長 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決決定されました。

次に、その他の項に入ります。

参考資料について、事務局に説明させます。

事務局長。

○阪本事務局長 18ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、合併に伴う事務  
手続等の流れをお示しさせていただいております。

まず、事務処理の欄でございますが、廃置分合申請を3月29日に、両町長から但馬県民局  
長に提出いたしました。次に、県議会が6月の14日には議決されるというふうな予定になっ  
ておるようでございます。この日には、県知事から両町長に廃置分合決定書が手渡されるとい  
うふうなことになっております。その後、県の方から総務省に届け出がなされ、総務省は7月  
月上旬頃には合併告示がなされる予定というふうに伺っております。これで合併の効力が決定さ  
れ、県議会は9月定例会で関係条例の改正を行い、合併協議会の解散届を県に提出して、10  
月1日には新温泉町が誕生することになります。

その他の関係の事務でございますが、特別職等の報酬、費用弁償の検討委員会を、先ほど申  
しましたように、5月初めから開催いたしまして、6月中旬には答申を行っていただきたいと  
いうふうに考えております。また、町章選定委員会も、先ほどのように5月から始めていただ  
きまして、8月上旬には3点を選定するというようにいたしております。あと事務組織につき  
ましては6月上旬には決定をいたし、本庁、支所のレイアウトや、電算システムの配置等を検  
討して、職員に移転の説明をした後、移転作業を行い、新町へ移行いたします。さらに、条例、  
規則等の例規整備につきましても、8月には仮例規集を完成させ、10月1日に町長職務執行  
者が告示することにいたしております。

次に、予算・決算の欄でございますが、旧町の決算、新町の本予算、新町の暫定予算を作成  
しなければなりません。暫定予算は10月から3カ月分を予定をいたしております。合併日に  
町長職務執行者が専決告示をいたします。決算につきましては、9月の1カ月を仮の出納整理  
期間といたしまして、9月30日には打ち切り決算となります。一般会計などは10月1日か  
ら3カ月以内に決算書を調製し、新しい監査委員の意見をつけて、新しい議会の認定を受けま  
す。

協議会・議会関係の欄でございますが、合併協議会は今後、6月と8月下旬の2回を予定を  
いたしております。6月は報告事項のみとなりますが、組織が決まるとお思いますので、組織・  
機構と特別職等の報酬の報告を行う予定といたしております。8月には町章選定と、この合併

協議会の解散の協議を願う予定にいたしております。

次に、議会の関係につきましても、浜坂町の5月12日ですか、臨時会がございますけれども、そのときに電算機器のハードの契約の提案をする予定にしております。6月の定例会は、2町で合併までに必要な補正予算を提出させていただく予定にしております。9月の定例会につきましても、一部事務組合の加入脱退の関連議案、それと、当合併協議会の解散の議決などの提出を予定にしております。その後、選管などの行政委員会は合併までに人事調整を行っていただきまして、合併日には暫定の委員による委員会を開催していただきます。町長、町議、農業委員の選挙は合併後50日以内に執行されますので、選出された後に臨時会を開催し、人事案件を提案させていただきます。12月の定例会には、新町長の政策を加えた本予算を提案するというふうな運びになります。以上でございます。

○幸賀議長 ただいまの参考資料についての説明に関する御質問等がありましたらお受けいたします。

岡田委員。

○岡田委員 温泉町の岡田でございます。新町への移行の流れについてはよく理解ができます。私が今お尋ねしたいことは、温泉町におきましては湯財産区という特別会計を持っていますし、もちろん議会制をしいております。したがって、その財産区の関係する問題というのがどのような手順を経て変えるのか。温泉町湯財産区特別会計何々というふうなことで当然いたしておりますし、それから、湯財産区の設管の条例につきましても、当然、知事の提案をもちまして財産区議会で議決すると、こういうふうな方法でそれぞれ制定してきております。その辺の内容がやはり追随してしなきゃならない内容なのか、それとも自動的にいけるものなのか、そのものの。

それから、当然、先ほど予算の説明の中にありましたように、支出負担行為等の完了、8月31日までと、この問題は特別会計においてもそのようなことがずっと拘束されるのか、その点。

それから、もう一つは、やはり我が財産区におきましては、収益施設としての浴場なり、また配湯なりというふうなことが当然あります。今の使用料金の区分等におきましても、当然影響いたしてくる範疇のものがあります。したがって、そのような関係のどのような手順でどういうふうにする、それから、まして特別地方公共団体として認めていただいております湯財産区議会でございますので、今の既存の温泉町議会にかわっての議決権を有しております。その辺のところの内容というのがわかりましたらお聞きをしたい。もし、わからないとするなら、

やはり研究をしていただいて、そして御指導を賜りたい。そうする中で、やはりそのようないろいろなスケジュールの中のうちが乗りおくれるというふうなことはしちゃいけない問題と、十分検討期間、ただ、これのスケジュールで、こうだからもう時間がありませんよというふうな形にはいかないという点もわかっていたのでのひとつお願いをしたいと思います。

○幸賀議長 回答をお願いします。

事務局長。

○阪本事務局長 湯財産区につきましてですけども、まだほかにも八田財産区とかいうことがありますけど、特別に湯財産区につきましては議会を設けておられるというふうなことで、前回といいますか、これまでの協議の中では、財産区は引き継ぐということは御確認いただいておりますのでそういうふうにはなるとは思いますし、予算、決算につきましては、やっぱり一般会計、特別会計もすべて、決算につきましては9月30日で打ち切りということになりまして、新年度といいますか、17年度の10月1日から新しい新町の予算になるのではないかとこのように思います。

いずれにいたしましても、まだ研究不足でございますので、内容の事務につきましてはもう一度改めて検討いたしまして、研究させていただきまして、また御連絡をさせていただきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○幸賀議長 岡田委員。

○岡田委員 当然、基本的に新町に引き継ぐ、このことについてはよくわかるとは訳なんです。要するに、どのようなやはり議決機関が当然、別個にある訳です。したがって、当然、条例の改正というものがどういう形で行われるのか。ただ合併に伴って一方的にいたしますよという訳にいかない問題ということは、議会制民主主義のルールということでもありますので、十分この点については早く、ひとつ御指導を賜れるような調査研究をぜひお願いしたいと思います。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 予算につきましても、それぞれの例規につきましても、一たんはそこで、9月30日に消滅すると、10月1日から新たにつくらなならんということはあると思いますので、そこら辺の手続につきましてもう一度よく検討させていただきまして、また御連絡をさせていただきたいというふうに思います。

○幸賀議長 岡田委員。

○岡田委員 当然、新町になっていく訳ですので、そういうふうな経費が必要というふうな面もある訳ですけど、町全体の一般会計、特別会計ということになるならいい訳ですが、財

産区はやはり財産区の費用をもって充当しなきゃならないと、こういうふうな点について何かいい考え方がありやしないかということも、当然、例規の差しかえ等も含めての経費が必要となります。その辺のところも、もし何かの手だてがあるとするなら、そういうこともひとつ御指導いただいたらというふうに思います。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 今後、他町の例とか、上部機関とかによく相談をさせていただきまして、また検討させていただきまして、また御返事をさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○幸賀議長 資料につきまして、その他ございませんでしょうか。

それでは、ないようでしたら、この際でありますので、その他のその他、何かございましたらどうぞ。

岡坂委員。

○岡坂委員 浜坂の岡坂でございます。今日の議題ではございませんけれども、この2町の合併に伴いますところの特例債についての2町の建設計画という主な事業ということで、去年の12月にこれが浜坂町の区長会の方に提示された訳でございますが、これを見ますと非常に不思議なことがあります。納得できないような、納得といたしますか、理解ができないようなことが現実にある訳でございます。私の方の担当課長に聞きましても明快なる答弁はできませんし、それから、特に一番けつの網でくくったところの19億1,000万円というものはこれは何物なんだと、これは誰に聞いてもわかりませんし、返答をしていただけません。これについての、何かこの中に細やかな内訳の計画書等があるかと思いますが、全然なくして金合わせをしたのであるのか、本当に細やかな資料があって積み重ねてこうなったんですよということがあるのですか、その点お伺いをしていきたいと思っておりますし、もう一つ、これは合併協議会で協議されての結果の数字でありますか、これをちょっとお聞きしたいと思っております。事務局長でも誰でも結構です。

○幸賀議長 回答をお願いします。

局長。

○阪本事務局長 この資料につきましては、本来の目的は、これは合併に対する関係するものにつきまして、県知事の政策会議といたしますか、県知事に報告しなければならんというふうな県の内部の手続がありまして、県の方が主体的にまとめたものというふうに理解をいたしております。中身につきましては、それぞれ建設計画の中でピックアップいたしまして、特に合併

特例債を充当するものという欄のところにつきましては、合併協議会の事務局の方と県の担当の方とで協議をさせていただきまして、こういうものであれば合併後、合併特例債に活用してもいいのではないかとこのものを県知事に説明するための資料としてこしらえたものでございます。そういうことでございまして、特に事務局なりの方でこういうものならいいんだらうというふうに思っておった訳ですけども、特に今後、合併後の事業の考え方といたしましては、それこそ町長が提案をさせていただいて、議会で協議をして、議会の中で事業の決定をして、予算をつけて進むものというふうに思っておりますけども、この合併特例債というものは、その事業をするに当たりまして、この事業は合併特例債に当たるだろうと、この事業は例えば過疎債に当たるだろうと、この事業は一般単独に当たるだろうとということで、財源上どの起債が一番有利なものであるかどうかというものは財政担当が考えて、検討した上で、上司の決裁をいただいて執行していくというふうなものでございます。これは単なる、誰も協議したものではありませんし、ただ、県知事にこういうふうなものであろうということを説明させていただいたものでありまして、まだ議会なり町長にも特にこの部分を報告したものでございませぬし、そういうふうな資料だというふうに理解しております。

合併特例債は、この2町の合併では60億というふうなことがある訳でございますけども、そのうちここに載っておるのは、40億程度が載っております。あと20億程度が、その他の事業ということでくくりかたされております。ですので、考え方といたしましては、合併後10年間で合併特例債は使えますけども、60億は使えますけども、どういう事業をどういうふうに充てるかということは今後、合併後、町長が選任され、議会も選任され、その中で協議をされた中で60億をどういうふうに使うかということは、今後、建設計画なりを考慮をさせていただきながら、また、その後つくります新町の総合計画も合併後1年か2年、3年ぐらいの間には策定していかななくてはならぬ訳ですけども、その中でどういうものに合併特例債を充てるかというものは協議していただいたらというふうに思っております。以上でございます。

○幸賀議長 岡坂委員。

○岡坂委員 わかったようなわからんような説明でございますけれども、いやしくも我々が合併を望んだのは、この合併特例債という大きな柱だった訳でございます。これをずっと見ますと、我々浜坂町の区長会にもこれ出ておりますけれども、我々も町民からこれは一体何だいなちゅうて聞かれても、全く答弁のしようがないのが現実なんです。ただただ、県の方がつくり上げて数字合わせをしたんだという結論的なお話のように私は聞こえますけれども、もう少し細やかな、町民に聞かれたときに、我々がやはり町民の代表で出とる以上は、少なくとも間違



った答弁でなく、正しい説明をしなきゃいけない義務が我々には課せられておるところでありますし、特にこうして途中ではございますけれども、合併協に出させていただいた限り、この責務はまた大きくなったと、こういうふうに私は思っております。特にこの網かけの19億が何ぼというのは、これはなるほどつくり上げたものだというふうに解釈を最初からしております。といいますのは、一番右の欄には、ページ何ページ、何ページと書いてありますけれども、さすがにこの網かけのところにはページが入っておりません。これは少なくともこの合併協で協議されたものではないなという判断をいたしたところでございますけれども、やはり今の事務局長の答弁ではそのとおりでございます。

しかし、今、我々は、町民が、温泉町もでしょうけれども、含んでおるのは、この合併をしたらここはこうしてくれるんだという夢があるかと思っております。希望もあろうかと思っております。ところが、合併したって浜坂町に何が来るだいな、何をしてくれるだいなというときには、全く白紙の状況になつるのが今の現状だと私は理解をしております。合併協の事務局としては、少なくとも大まかに、これとこれとこれとこれとというぐらいの説明は当然、私はここであってもしかるべきじゃなかろうかないうように思う訳でございますが、もう少し細やかに説明をしていただきたいのと、今日、今のところできないと申し上げますならば、次の会議までに細やかに、ここまで金が積み上がった経過、中身というものを資料でもって御提示いただきますようお願いをできませんでしょうか。ひとつお願いをしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○幸賀議長 馬場副会長。

○馬場副会長 私の方がお答えするのは少し違う観点があるかと思いますが、今、岡坂委員御指摘の点は、少し認識的に整合しない部分があると思います。と申しますのは、合併特例債というのは、先ほど事務局申しあげましたように、トータルでざっと60億です。その60億をどの事業に充当していくかということについて、これに必ずするんだというふうなものは現時点では白紙に近い状況だというふうに思っております。その充当事業というものをこれから詰めていく、それから、それは年次計画でローリングもしなければなりませんし、全体の事業費がただ、概々算でこの事業をすれば約6億、7億かかるからそれを充当するんだというふうな一定の整理はできるにせよ、細部にわたって、この事業とこの事業とこの事業、それで合わせてこうです、そのことは必ずお約束しますというふうなことは、これは他町の、あるいは他市町の事例でもかなりローリングされておまして、コンクリートされたものではないというふうな実情があろうと思います。そのことを住民の皆さんから聞かれて、問われて、これと

これとこういうふうを実現しますというふうなこと、具体的には隣の香美町の場合は庁舎ですとか、あるいは村岡町の特養施設、このように限定をされてる部分はございますが、少なくとも浜坂町、温泉町の中で、今この特例債を充当して、これをきっちりやりますというふうなコンクリートされたものは、現時点で明確に打ち出しができてないというのが実情であろうというふうに思っております。

○幸賀議長 岡坂委員。

○岡坂委員 馬場町長のおっしゃることもよくわかる訳でございますが、それでは、まず1番目から言うと、温泉町という町内ということでここに既に5億5,000万円、それからその下にイントラネットの2億5,000万円、8億8,000万円、ケーブルテレビですか、これ、ケーブルテレビですね。それから、余部鉄橋は1億5,000万、北但ごみ処理施設が26億、これは確定しとるんですか、これは。それで、それ以外にあと19億1,000万というものについては全く今のところは白紙で、これから協議して決めるんだという意味でしょうか。

○幸賀議長 馬場副会長。

○馬場副会長 この事業費につきましてもあくまで概々算で、これも全くコンクリートされたものではございません。その合併特例債総額60億に積み上げるという過程の中で、何も事業がないということになりますと、合併特例債はこれ不要ということになりますので、一定の事業についてのといいますか、頭出しということはさせていただいてる。その頭出しをしてる中でも、余部鉄橋の負担金というふうなものは、これは概々算ですけれども、その一定の金額が示されておりますからそれを積んでいく。あるいは、北但のごみ・汚泥につきましても、現段階でももう少し精査が必要だということで全体事業費が圧縮されますから、その段階でまた明確な数字が出るということでございます。したがって、例えば温泉町で上げておりますまちづくり交付金事業というのは、既に平成16年度で許可を受けておりますから、このものに合併特例債を充当していくという考え方も、少なくとも平成16年、17年、18年、この3カ年ぐらいは充当していく必要があるのかどうかというふうなことも含めて、それはその事業ごとに再度の洗い直しをさせていただいて、新たな町の中で方向づけをしていくと、そのような性格のものだというふうに御理解を賜りたいと思っております。

○幸賀議長 その他ございますか。

西脇委員。

○西脇委員 温泉町の西脇です。ただいま岡坂委員の資料というのは、先ほど事務局長があっ

たように、合併協議会で論議された資料でないものでもって今ここでやりとりしても全く意味のない。つまり我々協議会の委員は、この新町建設計画は論議してきた訳ですが、特例債の中身をコンクリートさせてどうするとかいうことは一切決めてない。事務局長がさっき説明あったように、県当局との書類上のやりとりで一つのモデルとしてされたもんだというふうに我々は理解しています。温泉町の議会でも、ですから、こういう中身は一度も論議しておりません。当然、新町になって、建設計画の中で、合併特例債を使った方が有利だなとか、過疎債が有利だなとか、そういう位置づけのものであるというふうに理解しないと、何か協議会でペテンにかけたような数字が出回るとという意味でないことをつけ加えて、これまでの協議としてはそういうものはありませんでしたということをおえて申し上げたいと思います。以上です。

○幸賀議長 よろしいかな。

岡坂委員。

○岡坂委員 西脇委員の方から今ありました、確かにもう暫定の暫定だと、私はそれもよくわかります。しかし、こうして見ますと、何か主要の町内まで明示されておれば、浜坂にこれ何があるのかなというような感じもしてまいりますし、時の場合によったら、一番最後の19億1,000万が浜坂に来るかもわかりませんが、これ期待はしておりますけれども、今のこれ見た限りで、何ぼいかに暫定でもどうも何か納得しがたいなというような気がしたもので私はこの質問をした訳でございますが、また次にでも即刻、私の方も臨時議会がございますので、この問題も恐らく出てくるだろうというような思いがいたしましたので、質問をした訳でございます。できましたら、もうちょっと細やかな何か積み上げた一つのデータのなものがいただければ、後日でも結構ですので、以上でお願いしたいと思います。

○幸賀議長 ちょっと待ってくださいよ。

田中要委員。

○田中（要）委員 先ほどから出ています、いわゆる基本計画も立ってない、あるいはそれに伴う財政計画ができてない、そういう段階で概々算の概々算というような、掛け軸が勝手に歩くような計画を、私はこの場で論議する必要はないというふうに思っています。とりわけ漏れちまた聞くと、町長選挙に利用したような計画をこの場に持ち込んでいただいて、我々温泉町の委員としては何をやるんかと、意味のわからん話はやめていただきたいなというふうに思っていますから、よろしくお願ひします。

○幸賀議長 ちょっと事務局長、最終的にまとめの回答をしておいてやってください。

○阪本事務局長 失礼します。この資料につきましての関係につきましては、特に合併協議会

で協議したものではありません。先ほども申しましたように、県知事との事務的なやりとりの中で、こういうふうなことが想定されるということでただ書いたものであって、今おっしゃられましたように、今後もこの事業につきまして合併協議会の中でどういうふうな事業を取り上げていくとかいうことの個々の問題につきましては、特に協議する予定にいたしておりませんし、大きくはやっぱり建設計画の中で皆さんに協議をいただきまして、今後の10年間の建設計画の中で事業というものは協議をしていただきました。

ですので、そういう個々の協議につきましては、やはり合併をする上にどういう事業をやったらいいかというところを協議した協議会もありますけども、この協議会ではそういうことはなしにして、総合計画の中で今あるものを順次やっていくというふうな建設計画の内容でやってきた訳ですけども、今後もそういうふうなことで、特に個々の事業について協議する必要はありませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○幸賀議長 その他ございませんか。

ないようであります。

それでは、以上で本日予定の議案は全て議了いたしました。

ここで馬場副会長より閉会の挨拶を申し上げます。

馬場副会長。

○馬場副会長 それでは、閉会のご挨拶を申し上げます。

浜坂町さんの方で、それぞれ新しい町の発足に向けて、町立の加藤文太郎記念図書館の温泉町民の利用を早々に打ち出させていただきました。温泉町におきましても、本日の総務委員会等で、町有施設の町民利用ということにつきまして、浜坂町の町民の皆様も温泉町の町民と同じ処遇、待遇での利用ということを議論をさせていただいておりますので、そのことは早晩打ち出しをさせていただきたいというふうに考えております。

それとは別個に、ちょっと場違いな内容になろうかと思いますが、実はせんだって切畑に、君が代の歌詞にございますさざれ石が相当ございまして、そのさざれ石を陰山町長と田中議長にもご覧いただきました。この千代に八千代にということでございますが、2つの町が1つになるということについて、決して結納という意味合いではございませんが、さざれ石を、これは巨大なものから大、中、小いろいろある訳でございまして、この一つを本庁舎となります浜坂庁舎の中庭にでも置いていただく。さらに、白砂青松、浜坂サンビーチの砂、これも勝手にとることはなかなか問題があるかと思いますが、それをこの温泉町の分庁舎の方に、例えばでございますが、砂時計のような形で設置をさせていただいて、形の上でも一体化を図ってい

ったらというふうなことを、これは私の一存というふうな観点もございますが、せんだっってもそんなお話もさせていただいております。

それぞれ合併、10月1日に向けまして、浜坂町、温泉町の町民の皆さんの一体感というものをより具体的に醸成をしていくという手だてというふうなものを、今後詰める中で実行に移させていただいたらというふうに思うところでございます。

本日、事務的な内容が主でございましたが、終始熱心に議論いただきましてありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○幸賀議長 以上をもちまして第18回協議会を閉会といたします。御苦労さまでございました。